

# 『万葉集』卷十三の異伝注記

垣 見 修 司

## はじめに

『万葉集』卷十三に載せられる長歌は六十六首を数え、これは二十卷のうちで最も多い。また卷十三は、「右の何首」という左注がほどこされ、長歌反歌の別なく全ての歌が「右の何首」の左注の及ぶ範囲に属する。長歌一首の場合も「右の一首」として括られており、一つのまとまりとして扱われていることには変わりがない。この「右の何首」で括られるまとまりを歌群として認めた場合、卷十三は五十四の歌群からなると言うことができる。この五十四歌群は必ず長歌をその冒頭に有し、短歌など長歌以外の歌のみによって構成されるものは無い。「右の一首」として載せられるものも全て長歌一首の掲出である。このことから、卷十三はまずは長歌を撰集するという意図のもとに編まれたと見て良い。

そして長歌一首が単独で掲出される一方で、反歌をあわせる歌群や、複数の長歌をひとまとまりに扱う歌群をも見ることが出来る。卷十三は長歌と反歌とによる構成の多様さを体現しているとも言え、歌群によってはそれ故にある種の難解さをもって語られることも多い。卷十三を古撰とする説と、万葉後期の成立とする説との相違はそのような

多様さを一因としてもいた<sup>(1)</sup>。

とはいえ、その成立については万葉後期を想定する説が既に広く行われており、比較的新しい歌と古態を有する歌のいずれもが含まれていると見るのが通説的見解である。それがためか所収の歌は多く、それを年代的に、あるいは表現史的にどのように定位するかが容易でなく、卷十三全体としての見通しも明確にしがたいのが現状である<sup>(2)</sup>。

本論はこの巻をどのように捉えることができるかについて異伝注記を対象に考察を加える。具体的には五十四の歌群に、「ただし、或るひと云はく、【但、或云】<sup>(3)</sup>」「ただし、或書には、【但、或書】」のように異伝注記が施される歌群と、「或本の歌に曰く」「或本の反歌に曰く」などと記されるような異伝歌を併記する歌群とを対象とする。そして異伝注記があくまでも歌に対する精確な読みにもとづき、内容に即した形で施されている様を確認したい。

### 一、異伝注記の種類

卷十三は「雑歌」「相聞」「問答」「譬喩歌」「挽歌」の部立を持ち、先述したようにすべての歌が「右の何首」という形式の左注によって括られている。「右の何首」の形式の左注によって分割されるまとまりを一つの歌群として卷十三は計五十四の歌群からなると言えるが、さらにそれらのうちで異伝注記を施すか異伝歌を併記する歌群は十九のほり<sup>(4)</sup>、部立毎の歌群数は次のようである。(一) 内が異伝歌を併記するか異伝注記を有する歌群数)

雑歌 十五【四】

相聞 二十五【九】

問答 四【二】

譬喩歌 一【〇】

挽歌 九【四】

本論で扱うのは主に【一】内の十九歌群で、対象とする歌群の歌番号を次に掲げる<sup>(5)</sup>。本文は必要に応じて載せる。

- ① 三三二七・三三二八・三三二九（ハ）
- ② 三三三〇・三三三一（口）
- ③ 三三三六・三三三七・三三三八（イ）
- ④ 三三四〇・三三四一（ニ）
- ⑤ 三三五〇・三五一・三二五二・三二五三・三二五四（イ）
- ⑥ 三二五五・三二五六・三二五七（ハ）
- ⑦ 三二六〇・三二六一・三二六二（イ、ホ）
- ⑧ 三二六三・三二六四・三二六五（イ、ニ）
- ⑨ 三二八〇・三二八一・三二八二・三二八三（イ）
- ⑩ 三二八四・三二八五・三二八六・三二八七・三二八八（イ、ホ）
- ⑪ 三二九一・三二九二（口）
- ⑫ 三二九九（口）
- ⑬ 三三〇三・三三〇四（口）
- ⑭ 三三〇五・三三〇六・三三〇七・三三〇八・三三〇九（イ）
- ⑮ 三三一四・三三一五・三三一六・三三一七（イ）

⑬ 三三三二四・三三三二五(口)

⑭ 三三三三五・三三三三六・三三三三七・三三三三八

⑮ 三三三三九・三三三四〇・三三三四一・三三三四二・三三三四三(イ)

⑯ 三三三四四・三三三四五(ニ、ホ)

⑰ 三三三四六・三三三四七(口)

以上が、長反歌と「反歌」の見出し、「右の何首」の記載以外の情報を有する歌群の全てである。これらの歌群に見られる異伝注記の類は、次の五種(イ〜ホ)に分類できる<sup>6)</sup>。

イ 異伝歌掲出注記

ロ 歌詞異伝注記

ハ 歌群注記

ニ 作歌事情注記

ホ 本文批評注記

まず挙げられるのは、本文の歌に対する一首乃至複数の歌を完全な形で掲出する異伝歌の注記(イ 異伝歌掲出注記)で「或本の歌に曰く」(③⑨⑩)、「或本(書)の反歌に曰く」(⑦⑧)として歌を一首そのままに掲出するものである。「柿本朝臣人麻呂が歌集の歌に曰く」として異伝歌を掲出する⑤や、「柿本朝臣人麻呂が集の歌」を有する⑭等もこれに該当する。次に多いのは、歌詞の異伝に関する注記(ロ 歌詞異伝注記)である。例えば②は「ただし、或本の歌に曰く、「旧き都の 離宮所」といふ。」の注記があり、三三三一歌の第四句と第五句とに異伝のあることを意味する。このような歌詞異伝注記は、それが歌本文内に存在するものと、歌が掲げられた後に、左注として記される

ものがあり、前者を本伝内注記、後者を本伝外注記として区別することができる。次に、歌群の構成についての注記（ハ 歌群注記）は、①の場合、「ただし、或書には、この短歌一首これを載することあることなし。」と記されるように、卷十三に載せられるものと「或書」とされる異本に載せられるものとの間で、歌群の構成が異なることを言うものを指す。⑥の注記も、歌群注記と分類することができる。

④の「ただし、この短歌は、或書に云はく、穂積朝臣老の佐渡に配されし時に作る歌といふ。」と、⑬の「ただし、或るひと云はく、この短歌は防人が妻の作る所なり、といふ。」とはいずれも異伝において作者が明らかにされていることを記す。④は「佐渡に配されし時に作る」ともあるので、作者注記とするより広く捉えて、作歌事情を示す（二 作歌事情注記）とするのが適当である。最後に注記者によって本文批判や批評が加えられていると見られる注記（ホ 本文批評注記）が挙げられる。⑦には「今案ふるに、この反歌は「君に逢はず」と謂へれば理に合はず、「妹に逢はず」と言ふべし。」とあり、三二六一反歌の第四句「君に逢はず」が長歌の「我妹子に 我が恋ふらくは」と立場を異にするため、歌詞を変更するべきだとする。⑩に「今案ふるに、「妹によりては」と言ふべからず。まさに「君により」と謂ふべし。なにそとならば、すなはち反歌に「君がまにまに」と云へればなり。」、⑱に「しからばすなはち、長歌もまたこれと同作なることを知るべし。」とあって、反歌についての別の伝えを本伝の歌にまで及ぼそうとする注記者の理解が述べられているところは、イ、ロ、ハ、ニの注記が、単に異同を記すのみであることに比べて、本文に対して一歩踏み込んだ姿勢がうかがえる。

卷十三の異伝関係注記を、おおよそこのように分類すると、⑦⑧⑩⑱の歌群においては、性格の異なる注記が併存する様を見ることができ。が、むしろ考えておかねばならないことは次に示す注記の書式に関わつての問題である。以上の分類は、そのことを考えるための前提といえる。

## 一、歌群内注記と歌群外注記

さて、注記の書式とはつまり注記の記し方であるが、卷十三に見られる注記については右に述べたような内容からの分類とともに、形態的側面からも幾つかの様相を呈する。全ての歌群が「右の何首」によって括られる卷十三の注記は、書式によって二種に大別することができる。次の四例は、いずれも【右何首 但・・・也】の書式を有する。

- ① 右の三首、ただし【但】、或書には、この短歌一首これを載することあることなし【也】。
- ② 右の二首、ただし【但】、或本の歌に曰く、「旧き都の 離宮所」といふ【也】。
- ④ 右の二首、ただし【但】、この短歌は、或書に云はく、穂積朝臣老の佐渡に配されし時に作る歌といふ【也】。
- ⑧ 右の二首、ただし【但】、或るひと云はく、この短歌は防人が妻の作る所なり、といふ【也】。しからばすなはち、長歌もまたこれと同作なることを知るべし。

注記が「右の何首」に後続する形であり、その他の注記がすべて「右の何首」以前に記されるのとは好対照をなす。「歌群内注記」と「歌群外注記」に区別することができる。⑧のみは続く「しからばすなはち」以下の一文を持つものの、「右の何首」の後に注記する点は①②④と変わらない。そして、卷十三において「右の何首」の後に記される歌群外注記の四例がすべて【但】よりはじまる点は見逃せない。それに対して卷十三の歌群内注記で【但】からはじ

まるものではなく、唯一⑥の三二五七歌の注記に、

或本には、この歌一首を以て、「紀伊の国の 浜に寄るといふ 鮑玉 拾ひにと言ひて 行きし君 いつ来まさむ」の歌の反歌と為す。具らかには下に見ゆ。ただし【但】、古本によりてまた重ねてここに載せたり。

のように文中に用いられるだけである。「歌群外注記」については【但】の字をもって注記をはじめることには統一されているのである。これは卷十三の歌群がすべて「右の何首」の左注によって括られる、他巻に例を見ない統一を持つことと相俟って興味深い事実である。このことについて、既に坂入往男氏は「此巻に二様の左註筆録のあることが分明となり異った二人によつて左註が記されたという推定が出来よう。」と述べ、「歌群外注記」をA、「歌群内注記」をBとして、三二四一歌の左注が養老六年の史実を引くことからAの左注を新しいとする。そこからさらに卷十三の編纂について、

- ① 古本（卷十三の原本）があった。
- 類歌、左註の附記を除く、部立歌の排列等おおよその編纂は成された。
- ② 第一の編纂の補訂が行われた。
- 私（坂入氏…引用者注、以下同）の言うBの左註筆録時
- ③ 第二の編纂の補訂が行われた。
- 私の言うAの左註筆録時

とする結論を導き出す<sup>(7)</sup>。「右の何首」は全歌群に存在し、異伝をもつ歌群においては異伝をも含めた歌数が示されている。これは、異伝との校合が行われ、異伝歌が掲出された上で、最終的に「右の何首」の注記が整備されたことを物語る。歌群外注記は「右の何首」に続いて載せられており、かつ「但」の字をもって注記をはじめの方針を持つことからしても、まず歌群内注記として一通りの校合作業が行われ、「右の何首」の注記が整えられた末に、さらに歌群外注記が書き加えられたのである。歌群外注記が四例と少ないことも「第二の編纂の補訂」と考えれば理解しやすい。しかし、先の分類に照らしてみても歌群外注記は①ハ、②ロ、④ニ、⑬ニ・ホとさまざまな内容を持ち、歌群内注記とくらべても際立った相違は見られない。

ロの「歌詞異伝注記」として掲げたものが「本伝内注記」と「本伝外注記」とに二分できることも考えておく必要がある。本伝内注記は⑪⑬⑯の三歌群にある。

- ⑪ 大君の 任げのまにまに〈或本に云ふ、「大君の 命恐み」  
鄙離る 国治めにと〈或本に云ふ、「天離る 鄙治めにと」  
言はむすべ せむすべ知らず〈或書に「あしひきの 山の木末に」の句あり〉  
延ふつたの 行きの〈或本には「行きの」の句なし〉
- ⑬ 神奈備の この山辺から〈或本に云ふ、「その山辺」  
⑯ うちひさす 宮の舍人も〈一に云ふ、「は」

このうち⑪は〈或本に云ふ、・・・〉【或本云・・・】、〈或書に「・・・」の句あり】【或書有・・・句也】、〈或本



には「・・・」の句なし【或本無・・・句也】の三種の書式を有する。異伝の歌詞が本伝の歌詞と入れ替わる場合は【或本云・・・】と注している。また本伝に相当する歌詞がなく異伝にのみ存在する場合は「或書有・・・句也」とし、逆に本伝にあるが異伝に相当する歌詞がない場合、「或本無・・・句也」と記す。内容に応じて書式を変更しているその態度は臨機応変ではあつても、矛盾を孕むものではない。その点、⑬「宮の舎人もへ一に云ふ、【一云】「は」は、⑭「或るひと云はく、【或云】」とともに、「或本」とは別の異伝形態を示唆するとも考えられる。一方、本伝外注記には

② 右の二首、ただし、或本の歌に曰く、「旧き都の 離宮所」といふ。

⑬ 或本の歌の頭句に云はく、「こもりくの 泊瀬の川の をち方に 妹らは立たし この方に 我は立ちて」といふ。

⑭ 或本の歌に曰く、「旅の日にして」

がある。一首の歌を一旦掲出した後に「或本」において異なる部分のみを記す形式である。この違いも矛盾を示すものではないだろう。要するに、本伝内注記が存在するのは校合箇所が明確になるように便宜が図られているためである。⑬⑭⑯はすべて長歌の歌詞に対する注記であり、句数が多い長歌にとって本伝外注記は本伝の対象となる部分のわりにくくなるおそれがあり、そぐわない。それが有効なのは、⑬の注記が「或本の頭句に云はく、」と記すような、校合箇所を明記できる場合に限られるであろう。そして⑬のように記述が長くなる場合には、本伝内に注記することは適当でない。本伝外注記もまた歌を詠む際の妨げとならぬように配慮した結果であると見ることが出来る。そ

れ以外の本伝外注記は二例とも短歌に対する注記であり、②は第四・五句の、⑬は第二句の異同を示すことは句の類同性からして見誤ることがない。本伝内注記と本伝外注記との相違は、基本的には異同箇所の把握が困難にならないように注意しつつ、読みやすさにおいても配慮された結果なのである。なお②は歌群外注記で⑬は歌群内注記という相違がある。この点は坂入氏が言うように注記の段階が異なる可能性もあるが、いずれも短歌に対する注記であり、異同箇所は明らかたため、歌群外であつても歌群内であつてもとくに問題がなかつたと言える。このように本伝内注記は歌詞の異同箇所を分かりやすく示すために選択された注記と言えるが、歌群内注記と歌群外注記とが別段階のものであるとする見方は、注記が異同箇所を明確にする意図をもつて施されていることと相容れない。本伝内注記のどれかが坂入氏の言う「第二の編纂の補訂が行われた」段階にもなされた可能性は残るからである。とくに本伝内注記の⑭に歌群外注記（①②④⑬）で見られた【也】を表記する書式がある点は興味深い。歌群内注記と歌群外注記という注記箇所の相違によつて注記者や段階が異なるとまで捉えるべきではないだろう。

### 三、歌に応じた注記

また書式が共通するホの注記も、⑦は反歌に対する注記で、⑩は長歌に対する注記という違いを見せる。

- ⑦ 今案ふるに、この反歌は「君に逢はず」と謂へれば理に合はず、「妹に逢はず」と言ふべし。
- ⑩ 今案ふるに、「妹によりては」と言ふべからず。まさに「君により」と謂ふべし。なにそとならば、すなはち反歌に「君がまにまに」と云へればなり。

⑦の注記は長歌を基準として反歌の「君」を「妹」に変更するべきだと言い、対する⑩の注記は反歌に「君」とあるので、長歌の「妹」を「君」とするべきであると言う。長歌に対する注と反歌に対する注という違いに加え、一方は「君」を「妹」に、もう一方は「妹」を「君」に改めることを促す点で正反対の注記であるが、これも矛盾とするほどの相違ではない。このことに関しては、伊藤博氏の

この疑問は、校注者（括弧内略）が、三二六〇の群（⑦；引用者注以下同）については男の歌、三二八四の群（⑩）については女の歌と見たからだと考える以外に解く道はない。<sup>(8)</sup>

という見解が妥当であろう。特に⑩の反歌は、

たらちねの 母にも告らず 包めりし 心はよしゑ 君がまにまに（13・三二八五）

で、相手のことを母にも告げずにいたことを述べる内容だから、「君」を「妹」に入れ換えることは不可能であり、長歌の歌詞を改変するほかない。長歌も、

昔の根の ねもころごろに 我が思へる 妹によりては 言の忌みも なくありこそと 斎瓮を 斎ひ掘り据ゑ  
竹玉を 間なく貫き垂れ 天地の 神をそ我が祈む いたもすべなみ（13・三二八四）

のように大伴坂上郎女の祭神歌（三・三七九）をはじめ女性が神を祭つて祈る際に用いる様子が歌われる「斎瓮」、  
「竹玉」（三・三七九、四二〇、九・一七九〇）があり、女性の歌とみて良い。⑦は長歌が、

小墾田の 年魚道の水を 間なくそ 人は汲むといふ 時じくそ 人は飲むといふ 汲む人の 間なきがごとく  
飲む人の 時じきがごと 我妹子に 我が恋ふらくは 止む時もなし（13・三二六〇）

とあり、末尾三句を除くと男女いずれの立場からの歌かは明らかにしがたい。末尾の「我妹子に 我が恋ふらくは 止む時もなし」については、

我が背子に 我が恋ふらくは 奥山の あしびの花の 今盛りなり（10・一九〇三）

白たへの 袖に触れてよ 我が背子に 我が恋ふらくは 止む時もなし（11・二六一二）

などの類句もあるため「我妹子」を「我が背子」とすることも可能ではある。しかし⑦の長歌三二六〇は天武天皇の御製歌（1・二五、二六）や三二九三歌と類歌関係にあり、天武天皇御製歌は恋の歌ではないが天武天皇の立場で詠まれており、三二九三歌も「我はそ恋ふる 妹がただかに」という男性の立場からの結句を持つ。三二六〇も男性の歌と認める相応の理由があると言える。一方の反歌と類歌関係にあるのは、

立ちて居て すべのたどきも 今はなし 妹に逢はずて 月の経ぬれば（12・二八八一）

或本の歌に曰く、「君が目見ずて 月の経ぬれば」

思ひ遣る すべのたどきも 我はなし 逢はずてまねく 月の経ぬれば（同・二八九二）

思ひ遣る たどきも我は 今はなし 妹に逢はずて 年の経ぬれば（同・二九四一）

うつせみの 現し心も 我はなし 妹を相見ずて 年の経ぬれば（同・二九六〇）

の卷十二の四首である。二八八一歌が或本歌との相違に示すように四首は対象が「妹」でも「君」でも通じる内容である。それゆえ⑦は長歌の表現を優先し、反歌に対する注記がなされたものと見られる。長反歌いずれに対する注記かの相違は、それぞれの歌を読み、表現を吟味した結果によるものと言えよう。

さらに、形態の特異性から注意される⑭⑰の注記は、それぞれ次のようである。

⑭ 柿本朝臣人麻呂が集の歌

⑰ 或本の歌

備後国の神島の浜にして、調使首、屍を見て作る歌一首并せて短歌・・・

反歌・・・

いずれも異伝歌掲出の見出しであるが、異伝歌掲出の際の注記は、この他、

③ 或本の歌に曰く・・・反歌・・・

- ⑤ 柿本朝臣人麻呂が歌集の歌に曰く……反歌……
- ⑦ 或本の反歌に曰く……
- ⑧ 或書の反歌に曰く……
- ⑨ 或本の歌に曰く……
- ⑩ 或本の歌に曰く……反歌……或本の歌に曰く……
- ⑮ 或本の反歌に曰く……

のようである。「反歌」の掲出以外は「曰く」を用いるのが基本である。「曰く」を以てする異伝歌掲出は注記としての性格を有するものと思われ、逆にそれを持たない⑭⑰のあり方はむしろ題詞に近いものと考えられる。これは、注記者が本伝と異伝との関係から、意識的にそのような差異を持たせたと見ることが可能である。⑭と⑰は、いずれも本伝の長歌が二首掲げられており、異伝として掲出される歌はその二首が一首に組み合わせられているような内容を有するからである。卷十三において異伝として掲出されている歌としては、たとえば⑤の歌群の本伝歌(三二五〇)三二五二)と柿本朝臣人麻呂歌集歌(三二五三、三二五四)とが「別種の歌であることは、一見して分るところで、何等紛ふところはない。(『総釈』)<sup>⑨</sup>」とも言われるように相異なる趣きを見せるが、それでも長歌はそれぞれ一首だけである。二首形態と一首形態という相違は、一首に対して「曰く」を以て一首を掲出する関係に比べて決定的な違いとも言える。少なくとも他の異伝歌と同様に扱うには違和感があったために、注記者は題詞に近いような記述をしたのであろう。「曰く」は一首対一首の類同性を認める場合に用いられ、一首対二首の関係では用いられないのである。

さまざまな注記形態は必ずしも注記者の一貫しない態度を示すものではないと考えられる。むしろ本伝と異伝の内

容の相違など歌群のもつ様々な状況に応じて、注記にも工夫された跡を見ることができるのである。その工夫が様々な注記の形態を生じ、結果として一貫性がないような印象を抱かせると言っても良い。

こうした注記の傾向は、議論のある⑮の「或本の反歌」の範囲についても一つの示唆を与える。

⑮ つぎねふ 山背道を 他夫の 馬より行くに 己夫し 徒歩より行けば 見ること 音のみし泣かゆそ

心思ふに 心し痛し たらちねの 母が形見と 我が持てる まそみ鏡に 蜻蛉領巾 負ひ並め持ちて 馬

買へ我が背(13・三三一四)

反歌

泉川 渡り瀬深み 我が背子が 旅行き衣 濡れ漬たむかも(三三二五)

或本の反歌に曰く

まそ鏡 持てれど我は 験なし 君が徒歩より なづみ行く見れば(三三二六)

馬買はば 妹徒歩ならむ よしゑやし 石は踏むとも 我は二人行かむ(三三二七)

右の四首

長歌三三一四で女は、山背道を徒歩で旅する男に対して、自分の鏡を馬と交換して他の人と同じように馬で旅を続けて下さいと歌う。反歌三三一五では女が泉川を渡る男の衣服が濡れることを嘆き、続いて「或本の反歌に曰く」の見出しの後に、難渋する男をいたわる女の歌、そして末尾に、たとえ徒歩でも私たちは二人でもに行こうと答える男の歌(三三一七)が配される。⑮は問答部にあり、男女の問答は三三一四と三三一七で成立する。そのため三三一六

の一首のみを或本の反歌と見る立場と、三三一六・三三一七の二首を或本の反歌とする立場がある。前者の立場は、問答部にある以上⑮の歌群は本伝として採録された段階で問答として成立していなければならないが三三一四長歌と三三一五反歌では問答にならないため、歌群中唯一の男の歌三三一七も本伝と捉える。一方の後者は卷十三に異伝が本伝の間に割り込む形を採る歌群は他にないことから、三三一六のみを異伝と捉えることはできず三三一六と三三一七の二首を異伝と捉えるのである。採録する部立は本伝によって判断されるということ、異伝が本伝の間に割り込むことはないということの二つの基準がここにおいて齟齬を生じてしまうのである。しかしここは問歌である異伝三三一六を答歌の後に配する不自然を避けるために問歌と答歌の間に問歌の異伝を割り込ませたと考えるべきであろう<sup>100</sup>。要するに、異伝注記が二つの基準の間であくまでも歌の内容に注意しながら施されたことを物語っている。

### おわりに

そもそも本文批評注記(ホ)の存在は「本文をこのように改めるべきだ」と主張することはあっても、本文をみだりに改変することはつしむ注記者の本文尊重の姿勢を如実に示す。歌群注記が、本伝と異伝の歌群構成の相違について注意を払っているながら指摘するにとどめる立場にも慎重さを認めることができる。無論、注記者が複数存在する可能性や、注記が段階的に為された可能性はある。同じ短歌に対する注記であるといえ口の歌詞異伝注記に、歌群内注記(⑱)と歌群外注記(②)の二つの場合が見られる点は内容に応じた相違とは言えず、やはり異なる時点で記されたことよって生じた違いと見ることもできるからである。そうした場合であつても個々の注記の態度は混乱や



矛盾とみるべきではない。全体としては、歌を読み、その内容を適切に把握した上でひとつひとつの歌群に対して丁寧に注記を加えていく態度が認められるのである。

卷十三における異伝関係注記がどのような形態をもつかを概観した結果、注記が歌の内実に即して施されるあり方を指摘することができる。歌に見出される性格の違いが、注記の違いとしてあらわれるということは、注記と歌とが密接に関わっていることを証するのである。

注

- (1) 小稿「『万葉集』卷十三の編纂」(『国文学』第九二号 関西大学国文学会 平成二〇年三月) 参照。
- (2) 遠藤宏氏「長歌考―万葉後期の成立と思われるものについて―」(『古代和歌の基層』笠間書院 平成三年一月) は卷十三に見られる表現を考察して後期的性格を持つ歌を明らかにしている。また駒木敏氏は「万葉集の歌体」(『和歌の生成と機構』和泉書院 平成一年三月 初出) において、「卷十三の長歌は同一位相での把握を拒むような様相を呈する。万葉後期の成立と考えられる要素が幾つか提出されたいま、古代歌謡集的な性格を見ることはできないが、万葉一般の長歌体の展開との差異に基づき、なお口誦の歌集と把握しておこう(ただし、新しい様態を示す諸点については、編集段階での整理なども考慮されねばならない。)」とする。
- (3) 依拠した新編全集の本文は【或云】の表記の場合「或るひと云はく」のように読み下している。
- (4) 卷十三と他の資料との校勘作業が行われた跡をとどめると思われる記述と、注記者の考えが示される記述を有する歌群を掲げた。
- (5) 掲出した歌番号に続く、(一)内の「イ、ロ、ハ、ニ、ホ」は後述する五種の分類を示す。
- (6) 大久間喜一郎氏「万葉集卷十三の意味」は、「万葉の左註は、大体四つの傾向に分類することができるかと思う。」として、(イ) 出典に関するもの。(ロ) 作者に関するもの。(ハ) 作歌事情に関するもの。(ニ) 本文批評的注記。の四種の分類を示す。(『古代文学の伝統』笠間書院 昭和五三年一〇月 初出昭和四九年三月)
- (7) 坂入往男氏「万葉集卷十三編纂考」(『中央大学国文』第一〇号 中央大学国文学会 昭和四一年九月)。

- (8) 「国郡図式による配列」(『万葉集の歌群と配列 上』塙書房 平成二年九月 初出昭和五六年一月)。「釈注」にも反映されている。
- (9) 齋藤清衛氏担当。三三五三歌【後記】に、「この一首は、始めの六句が前の歌(三二五〇…引用者注)に類してゐるために、連ねて掲げたものであらう。この歌の反歌の次に五首とあるのを見ると、この歌が、異傳の歌かのやうにとられるけれど、別種の歌であることは、一見して分るところで、何等紛ふところはない。」とある。また、『新考』三二五三歌の注には、「さて前の歌(三二五〇歌…引用者注)とは無論相與る所は無きを初六句が相似たれば古人が前の歌の因に記しおきしを後人がよくも思はで前の歌の異傳と心得て次の反歌の左に右五首とは書けるなり」とある。
- (10) 小稿「反歌附加の試み―卷十三異伝歌群の背景―」(『高岡市万葉歴史館紀要』第二〇号 平成二二年三月) 参照。